

(参考)

○ 平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十八年政令第二百十三号）
（抄）（新旧対照条文）
（傍線部分は改正部分）

<p>改 正 後 「平成二十八年六月二十四日公布・施行」</p>	<p>改 正 前</p>
<p>（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定） 第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として法第三条から第七条までに規定する措置を指定する。 第三条～第六条 （略） （調停の申立ての手数料の特例に関する措置に係る地区及び期日） 第七条 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める地区は、熊本県の区域とする。 2 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める日は、平成三十一年三月三十一日とする。</p>	<p>（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定） 第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として法第三条から第六条までに規定する措置を指定する。 第三条～第六条 （略） （新設）</p>